

原町区及び鹿島区において「定額タクシー」の運行を3月から開始します

買物、通院など市民の日常生活の足を確保するため、原町区及び鹿島区において、従来より準備を進めてきた「定額タクシー」の運行を下記のとおり開始します。

配

1 運行開始予定日

平成30年3月1日(木)

※「登録カード」の申し込み(登録)は、2月1日号の広報配布により、チラシ及び申込用紙を全戸配布いたします。

2 運行エリア

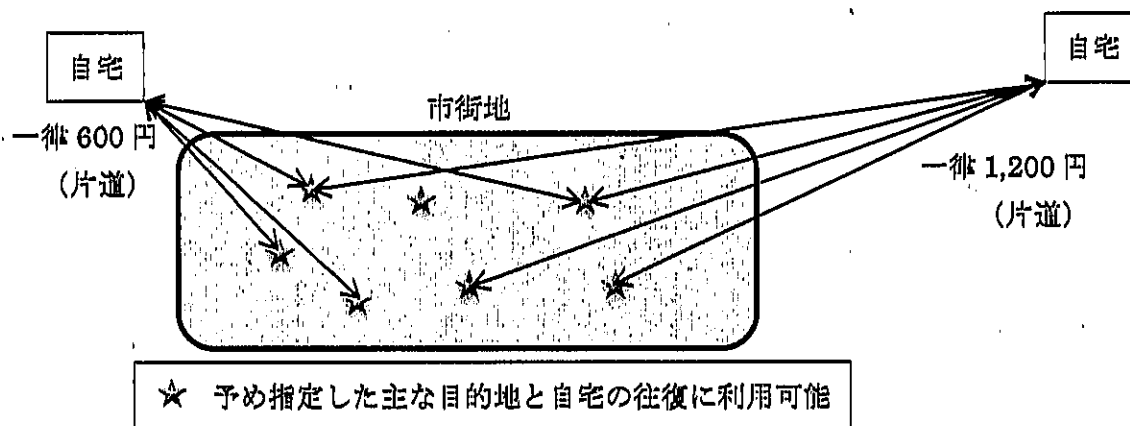
原町区内、鹿島区内

(※小高区については、ジャンボタクシーを運行しております。)

3 事業内容

運行形態	自宅と中心市街地の目的地とのタクシー料金を、一定額の料金(600円~1,800円)とします。 ※事前に「登録カード」の発行を受ける必要があります。 ※概ね3~4割引の料金となりますが、更に割安に利用出来る「相乗り」を推奨します。
主な目的地	市役所、区役所、保健センター、駅、医療機関、スーパーマーケットなど
運行日・時間	月~金(祝日を除く)・7:00~19:00
運行事業者	【原町区】: 昭和タクシー のぞみケアタクシー 平和タクシー 【鹿島区】: 北郷タクシー

4 イメージ



主な目的地：市役所、区役所、保健センター、駅、医療機関、スーパーマーケットなど（プラス1箇所を追加で指定可能）

利用料金(案)：自宅住所により、600円、900円、1,200円、1,500円、1,800円の300円刻みの5段階に区分

※通常タクシー料金のおおよそ3～4割引きで利用が可能
例)

(原町区(案)) 600円・・・小川町、本町、北町、桜井町など

900円・・・高見町、萱浜、牛来、長野など

1,200円・・・信田沢、長野、下太田など

1,500円・・・大原、大谷、矢川原、高など

1,800円・・・江井、下江井など

(鹿島区(案)) 600円・・・西町、鹿島、永田、江垂など

900円・・・小池、塩崎、北屋形など

1,200円・・・小山田、川子など

1,500円・・・栃窪、御山、榎原、鳥崎

1,800円・・・上栃窪など

利用方法

- ① 事前に登録申請を行い、登録カードを準備する。
- ② 通常どおりタクシーを予約し、登録カードを提示し、制度を利用することを伝える。
- ③ 目的地にて、指定の料金（600円～1,800円）の料金を支払う。

南相馬市復興企画部企画課

担当：東岡、只野

☎0244-24-5358